生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

生活保護法第78条に基づき、被告に対し、2,474,000円の納付を求める。

3 事件概要

2010年2月2日から2017年3月30日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中に増額した厚生年金について、申告をしていなかったため、生活保護費836,507円を不正に受給した。このうち、11,507円の納付を受けたが、いまだに825,000円の納付がなされていない。

また、生活保護費受給中に支給を受けた年金時効特例給付について、申告をしていなかったため、生活保護費1,661,451円を不正に受給した。このうち、12,451円の納付を受けたが、いまだに1,649,000円の納付がなされていない。

これらの合計 2, 4 7 4, 0 0 0 円について納付を求めてきたが、いまだに納付がないため、訴訟を提起するものである。